

令和5年6月

保護者様

精華高等学校

事務長 森脇 雅郎

令和5年度就学支援金(国)収入状況届出書等書類について

平素は本校教育にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和5年度(7月～6月分)の高等学校等就学支援金収入状況届出書等の提出について、記入例を参考に記入の上、必要書類とともに7月3日(月)までに事務室へ提出してください。

※ 受給資格認定者は、全員に届出書の提出が義務づけられています。

必ずお読みください！

申請の際の留意事項

- ア 所得確認の対象となる保護者は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認の上、申請書を記載すること。
- イ 仮に保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなつた場合は、支給を受けた者から不正利得として受給額が徴収されること。
- ウ 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役または百万円以下の罰金に処されること。

こんな時はどうする？

- Q 収入が増加した為、令和5年度が所得超過になった場合、収入状況届を提出しなくても良い?
 - A 受給資格認定を受けている者は、所得に関係なく全員が収入状況届の提出が義務付けられている為、必ず必要。
- Q 保護者が離婚し、親権者は父親であるが、母親が生徒と同居し扶養している場合は、どちらの証明書類を提出するのか?
 - A 親権者である父親の証明書を提出。
- Q 保護者(父又は母)が再婚した場合は?
 - A 養子縁組をしていない場合は、養親に親権が発生しない為、保護者(父又は母)のみの証明書を提出。養子縁組をしている場合は、養親にも親権が発生する為、父母二人の証明を提出。

※ 所得に関して、申請後、税の更正があった場合や親権者に変更があった場合は、至急事務室までご連絡ください。

提出期限 令和5年7月3日(月) 期限厳守